

国民健康保険

令和7年度の国保税の納税通知書を7月中旬に世帯主宛で送付します。
世帯主が国保加入者ではなくても、世帯の誰かが国保に加入していれば、
世帯主が納税義務者となります。

☎税務課(☎44-9126)



8月に国民健康保険資格を更新します

マイナ保険証の有無で受診方法が変わります。

マイナ保険証を持っている人

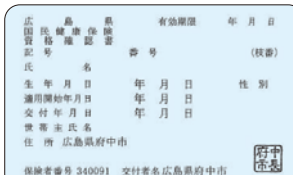
マイナ保険証で受診してください。
資格情報のお知らせを7月下旬に発送します。



※70歳未満の人で、すでに資格情報のお知らせを受け取っている人への送付はありません。

マイナ保険証を持っていない人

資格確認書でこれまでどおりの医療を受けられます。



8月1日から使用できる資格確認書(青色)を7月下旬に発送します。

◎マイナ保険証での受診が困難な人

1人で受診できない高齢者や、障害のある人などは、申請により資格確認書を交付します。

持保険証または資格確認書、マイナンバーカードや運転免許証など本人確認ができるもの

※本人・世帯主以外が申請する場合は委任状が必要です。

限度額適用認定証などが必要な人は手続きを

現在交付している「限度額適用認定証」「限度額適用・減額認定証」が8月以降も必要な人は更新の手続きをしてください。

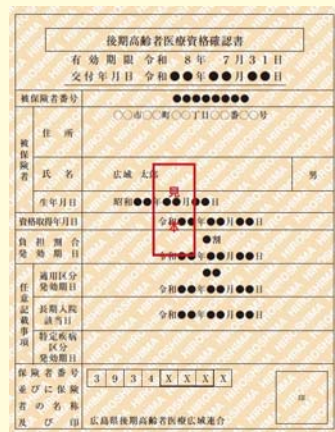
持資格確認書やマイナンバーカードなど本人確認ができるもの

- 申▶医療介護保険課
- ▶上下支所市民生活係

マイナ保険証を持っている人は、申請不要ですが、長期入院該当者(過去12カ月で90日以上入院している人)は申請が必要です。国民健康保険税の滞納がある世帯の人には交付できない場合があります。

☎▶医療介護保険課(☎44-9145) ▶上下支所市民生活係(☎62-2114)

後期高齢者医療保険



資格確認書を7月下旬に送付

これまでどおりの医療を受けられるよう、8月1日(金)から使用できる資格確認書(橙色)を7月下旬に発送します。

8月以降は新しい資格確認書を提示してください。

負担割合は所得状況で毎年判定

新しい資格確認書から窓口負担の割合などが変更になる場合があります。

医療機関での負担割合(1割、2割、3割)は、前年(令和6年)の所得状況により判定しています。

☎▶医療介護保険課(☎44-9145)
▶上下支所市民生活係(☎62-2114)

国民年金

保険料の免除制度があります

国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後や重い障害が残ったときなどに支給される年金を受けとれない場合があります。「保険料免除」や「納付猶予」などで認められた期間は、年金を受け取る資格期間に含むことができます。

※免除の決定は前年所得をもとに審査されます。

必ず申告を済ませてから申請してください。

免除対象期間 7月～翌年の6月

※すでに免除を受けている人も、毎年申請が必要

- 持▶年金手帳など基礎年金番号が分かるもの
- ▶失業の場合、離職票または雇用保険受給資格者証

☎▶備後府中年金事務所(☎41-7421)

▶医療介護保険課(☎44-9145) ▶上下支所市民生活係(☎62-2114)

納付が困難な時は制度の利用検討を



過去2年間に未納期間のある人は、申請時点から2年1カ月前までの未納分の申請もできます。

◎マイナンバーカードで電子申請ができます

対象の手続き

- ▶保険料免除 ▶納付猶予申請
- ▶資格取得・種別変更届
- ▶学生納付特例申請

※詳しくは二次元コードを確認



介護保険

居住費や食費の負担軽減の制度があります

特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)制度とは

所得の低い人が利用困難とならないため、介護保険対象施設の居住費と食費を軽減する制度です。

制度利用は負担限度額認定証が必要です

対象になる場合でも、申請が必要です。認定証が交付されたら、利用する施設の窓口に提示してください。

対次の全てに該当する人

- ▶市民税非課税世帯の人
- ▶預貯金などの額が、所得に応じた基準額より少ない人

減額となるサービス

- ▶介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設・介護医療院入所(院)者の居住費と食費
- ▶短期入所生活介護(ショートステイ)・短期入所療養介護利用者の居住費と食費



有効期間

申請した月の初日～令和8年7月31日まで

持▶申請日から2カ月以内に記帳した通帳の写し

- ▶有価証券の価格表を確認できる書類
- ▶投資信託口座残高の写しなどの本人および配偶者の預金金額の分かるもの

- ▶印鑑
- ▶申請書

申随時

申問▶医療介護保険課(☎40-0222)

▶上下支所市民生活係(☎62-2114)

後期高齢者医療保険料の納付をお願いします

後期高齢者医療保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します。
令和7年度の保険料は令和6年中の所得を基に計算しています。

☎▶広島県後期高齢者医療広域連合業務課(☎082-502-3010)

▶府中市税務課(☎44-9126)

